

平成 2 1 年 1 月 1 9 日

関 係 各 位

全 国 海 運 組 合 連 合 会

東京湾運航に際しての交通ルール・行先信号等の一部変更について

標記につきましては、海上交通安全法施行規則の一部改正により、本年1月1日より一部変更となっております。

今般、東京湾海難防止協会より別紙の通り変更内容等についてのリーフレットが参りましたので、ご案内致します。

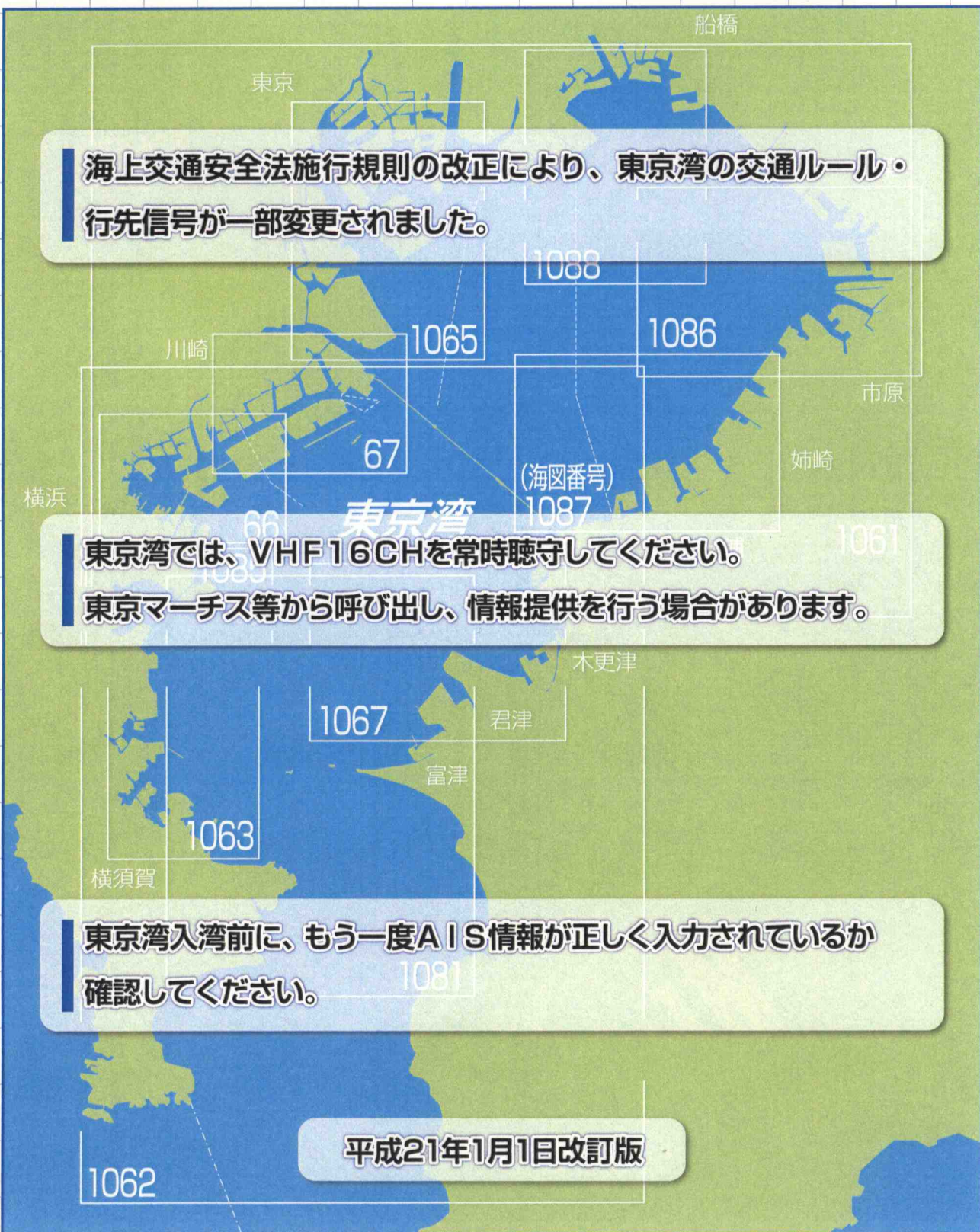
関係各位におかれましては、運航に際し本内容を十分把握の上、航行の安全にお役立て下さるようお願い致します。

以 上

船舶が輻輳する東京湾を安全に航行するために

SAFETY TOKYO BAY

東京湾では、航法違反や進路妨害等の迷惑行為などの不適切な運航が多発しています。東京湾に入湾する前に、このリーフレット等により交通ルール及び湾内事情等を十分把握してください。



海上交通安全法施行規則の改正により、東京湾の交通ルール・行先信号が一部変更されました。

東京湾では、VHF16CHを常時聴守してください。
東京マーチス等から呼び出し、情報提供を行う場合があります。

東京湾入湾前に、もう一度AIS情報が正しく入力されているか確認してください。

平成21年1月1日改訂版

1062

※交通ルールが一部改正されました。

東京湾の航法及び行先信号 (入湾)

凡例

→ 正しいルート

→ × 違法なルート

鶴見へ

2代

N

P

扇島・川崎へ

2代

N

東京・千葉へ

2代

N

S

根岸へ

2代

P

木更津へ

2代

N

S

航路北口から
右折する場合

富津・木更津へ

1代

N

S

No.4~8ブイ間
を通航する場合

横須賀方面 (イ線を切っ
て) から中ノ瀬航路を
經由して北航する場合、
向かう行先によって、
定められた信号を表示する。

横須賀へ

1代

P

主要な航行ルート

1 イ線 (aライン) とロ線 (bライン) の間を航行する場合は、中ノ瀬航路の全区間を通らなければなりません。
(ただし、喫水が20m以上の船舶については、中ノ瀬航路航行義務が当分の間、免除されています。)

2 木更津・富津に向かう場合、中ノ瀬航路No.3ブイとNo.4ブイを結ぶ線を通るまで中ノ瀬航路を航行すること。

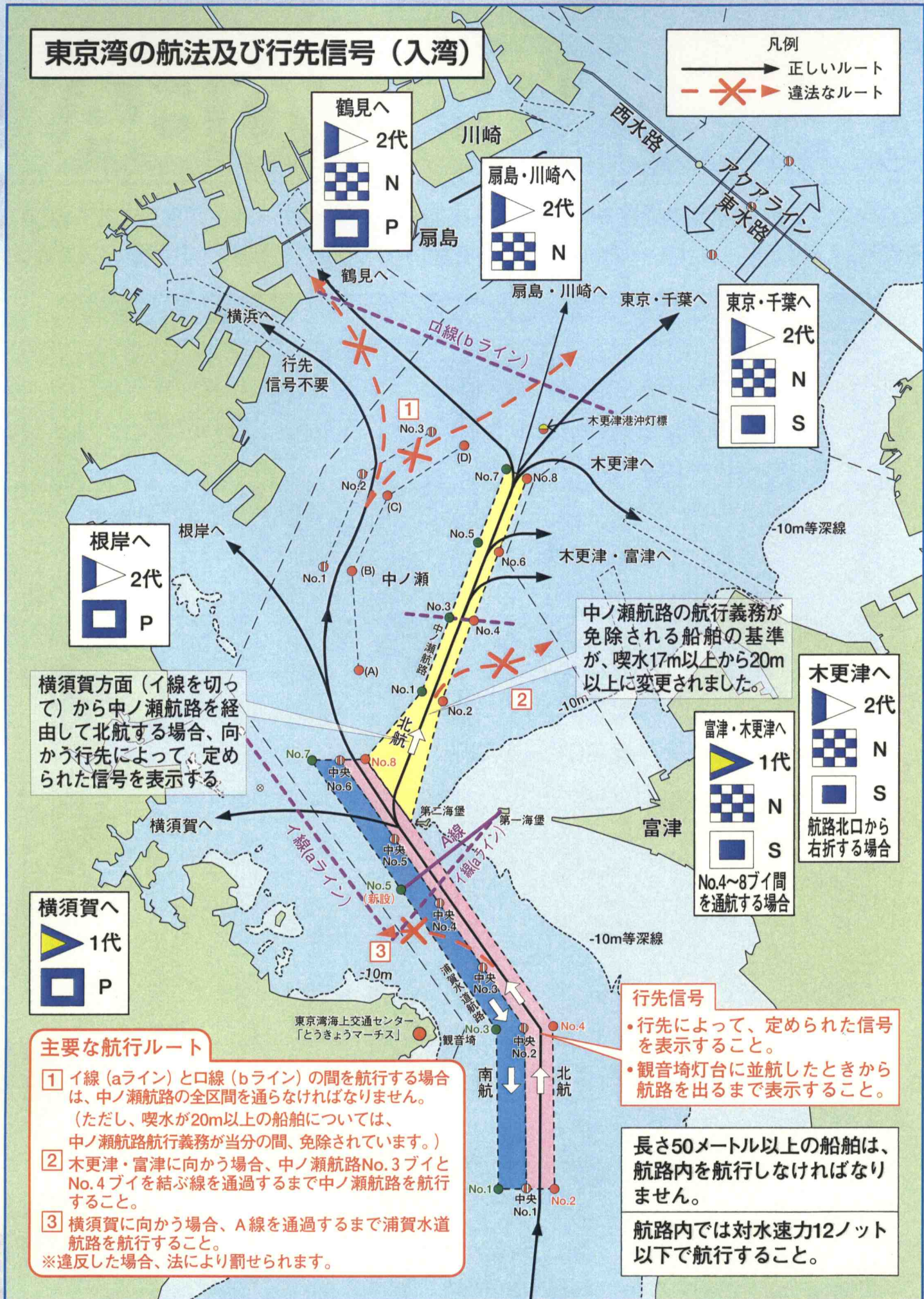
3 横須賀に向かう場合、A線を通るまで浦賀水道航路を航行すること。
※違反した場合、法により罰せられます。

行先信号

- 行先によって、定められた信号を表示すること。
- 観音埼灯台に並航したときから航路を出るまで表示すること。

長さ50メートル以上の船舶は、航路内を航行しなればなりません。

航路内では対水速力12ノット以下で航行すること。

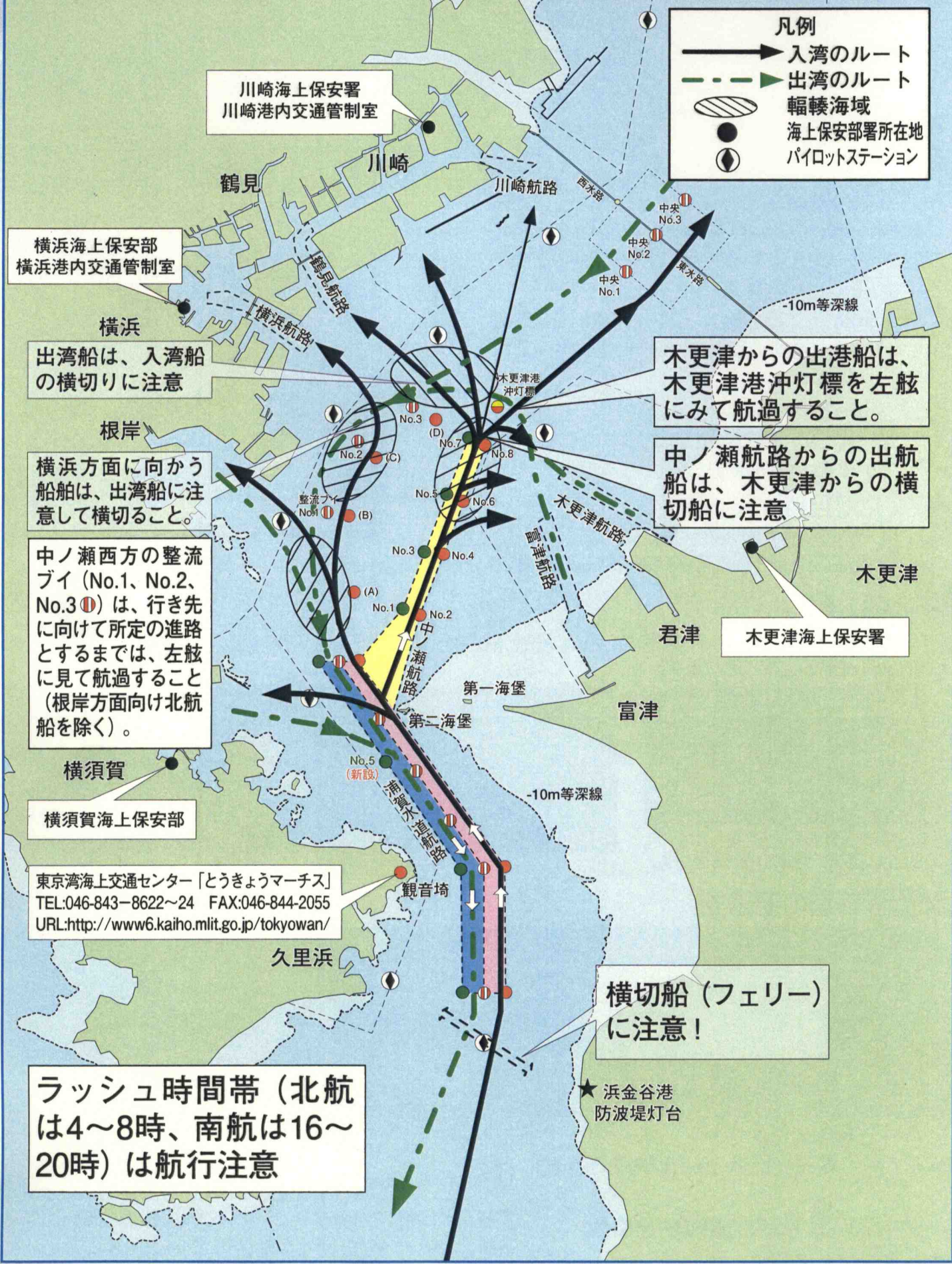


※交通ルールが一部改正されました。

入出港船舶への情報 (川崎・鶴見・横浜・根岸・横須賀・木更津・富津)

凡例

- 入湾のルート
- ← 出湾のルート
- ⊖ 輻輳海域
- 海上保安部署所在地
- ⦿ パイロットステーション



川崎海上保安署
川崎港内交通管制室

横浜海上保安部
横浜港内交通管制室

出湾船は、入湾船の横切りに注意

横浜方面に向かう船舶は、出湾船に注意して横切ること。

中ノ瀬西方の整流ブイ (No.1、No.2、No.3) は、行き先に向けて所定の進路とするまでは、左舷に見て航過すること (根岸方面向け北航船を除く)。

横須賀海上保安部

東京湾海上交通センター「とうきょうマーチス」
TEL:046-843-8622~24 FAX:046-844-2055
URL:<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

ラッシュ時間帯 (北航は4~8時、南航は16~20時) は航行注意

木更津からの出港船は、木更津港沖灯標を左舷にみて航過すること。

中ノ瀬航路からの出航船は、木更津からの横切船に注意

木更津海上保安署

横切船 (フェリー) に注意!

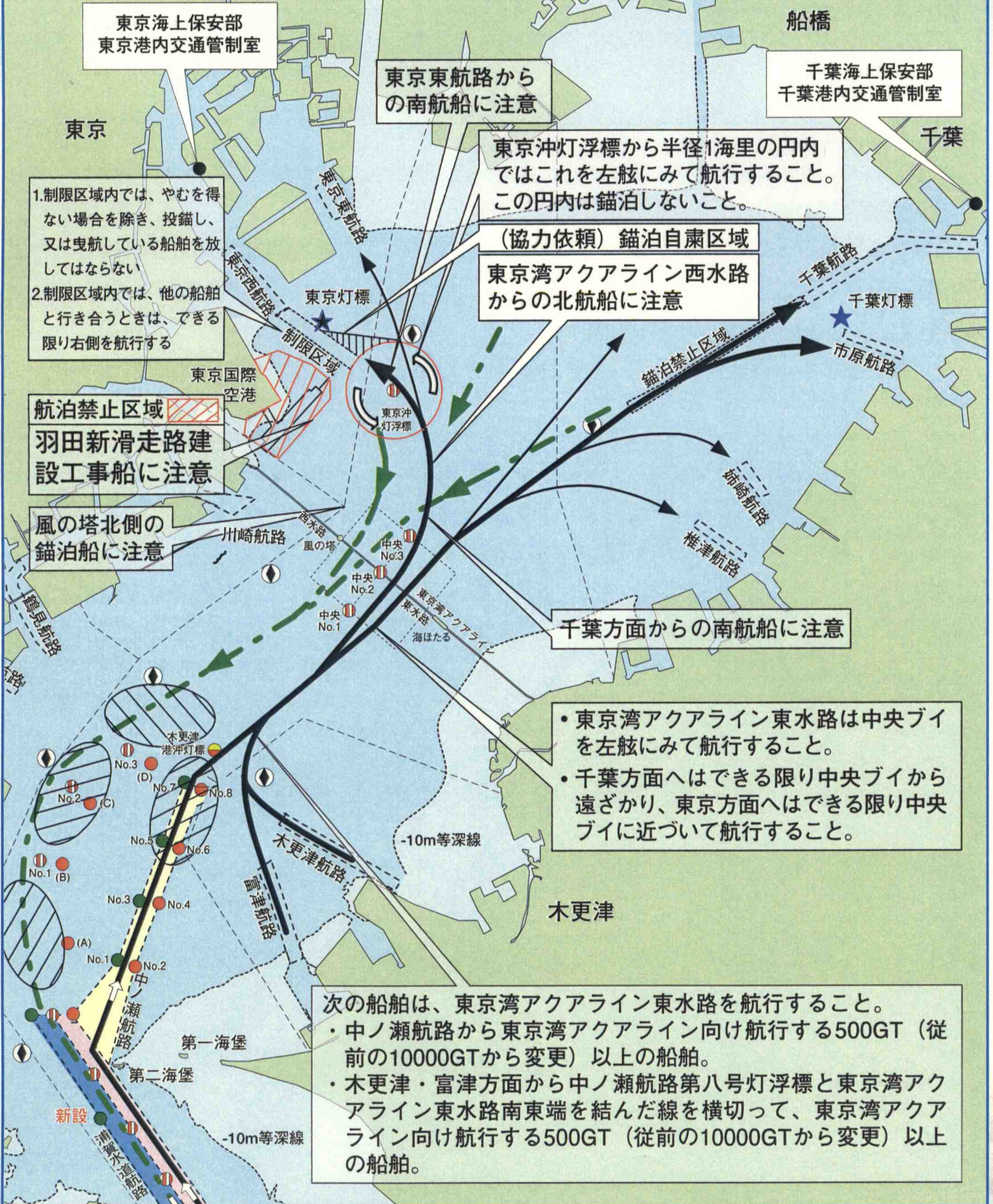
★ 浜金谷港 防波堤灯台

※交通ルールが一部改正されました。

入出港船舶への情報 (東京・船橋・千葉)

凡例

- 入湾のルート
- ← 出湾のルート
- ⊖ 輻輳海域
- 海上保安部署所在地
- ⊕ パイロットステーション



位置通報

1. 航行安全情報を入手しようとするときは、最初に位置通報ラインに達したときに、VHFで「とうきょうマーチス」に位置通報してください。
2. AISを使用している船舶は、位置通報を省略できます。

安全に関する情報提供

東京マーチスからのお知らせ

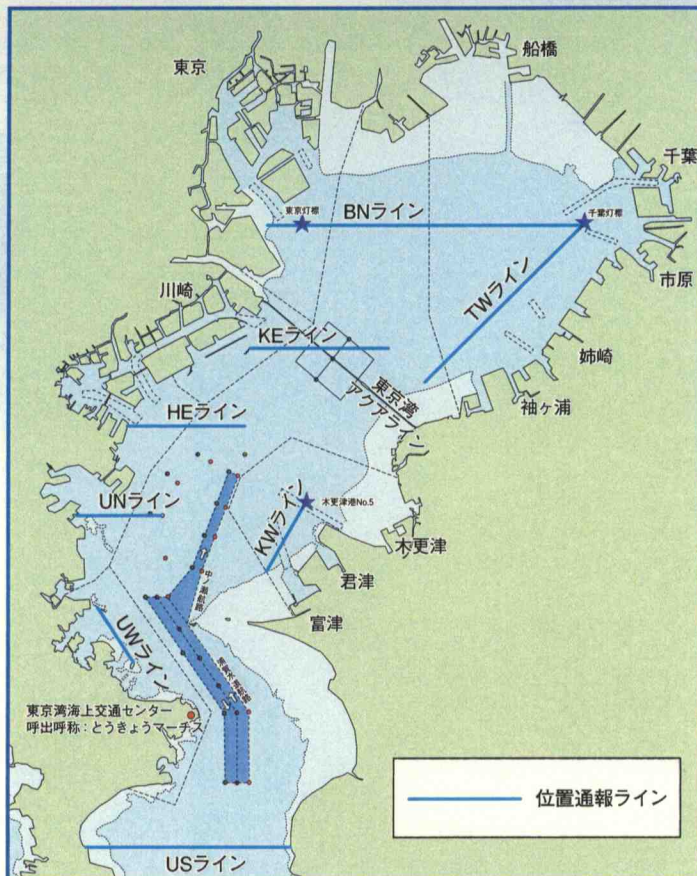
- 東京湾海上交通センターでは、航路内の状況・他船の動静・漁船の操業状況・霧情報等の航行安全情報の提供及び衝突の危険が予測された場合の注意喚起・指導を行っています。
- 東京湾を航行するときは、VHF (16ch) を常時聴守して、東京湾海上交通センターとの連絡確保に努めてください。

AISの適正運用 (Automatic Identification System)

AIS情報の目的港や進行方向の誤入力等不適切運用が多発しています。AISは適正に運用してください。

AISの搭載義務

AISは、これまでに全ての外航旅客船及び300GT以上の外航船への搭載が義務付けられてきましたが、平成20年7月1日からは500GT以上の内航船もAISを搭載しなければなりません。



海図の備付

東京湾内を出入港する船舶は、東京湾の最新海図を備え付けて、適正に必ず使用してください。(海図は水路通報により改補の必要があります。)

東京湾の海図

東京湾	W90 (JP90)
東京湾北部	W1061 (JP1061)
東京湾中部	W1062 (JP1062)
浦賀水道	W1081 (JP1081)

*Wとは、世界測地系を表す。

*JPとは、英語で記載された海図です。

港泊図

京浜港東京	W1065 (JP1065)	千葉港中部	W1086 (JP1086)
京浜港横浜	W66 (JP66)	千葉港南部	W1087 (JP1087)
京浜港川崎	W67 (JP67)	千葉港葛南	W1088 (JP1088)
京浜港根岸	W1085 (JP1085)	木更津港	W1067 (JP1067)
横須賀港	W1083 (JP1083)		

関係部署の連絡先

部署名	TEL	FAX	ホームページ
東京海上保安部	03-5564-2022	03-5564-2029	http://www.kaiho.mlit.go.jp/O3kanku/tokyo/
千葉海上保安部	043-242-1805	043-245-3391	http://www.kaiho.mlit.go.jp/O3kanku/chiba/
横浜海上保安部	045-201-1671	045-211-2407	http://www.kaiho.mlit.go.jp/O3kanku/yokohama/
川崎海上保安署	044-266-0118	044-266-1613	
横須賀海上保安部	046-862-0118	046-861-8369	http://www.kaiho.mlit.go.jp/O3kanku/yokosuka/
木更津海上保安署	0438-30-0118	0438-30-0120	

監修 第三管区海上保安本部交通部

TEL.045-211-1118(代) FAX.045-212-1946
URL <http://www.kaiho.mlit.go.jp/O3kanku/>

発行者 (社)東京湾海難防止協会

TEL.045-212-1817 FAX.045-212-5591
URL <http://www.toukaibou.or.jp/>